

令和6年7月31日発行 第329号(下記の行事表は7月31日現在のものです。)

8月の行事

日	曜	時間	行事内容	場所
9-10	金土	10:00	夏の発明体験 ～自分で考えた作品を3Dプリンターで制作しよう～ ※小学4-6年生対象	(株)エルム
30	金	17:00	84 プラザ 8月例会	マークメイザン スタジオA・B

お知らせ

令和6年度 新産業創出ネットワーク事業(新事業創出支援事業補助金)のご案内

独自の技術や地域資源を活用した新事業の創出を図るため、独自の技術を用いた新製品・新サービスの開発や地域資源を活用し地域課題の解決に資する製品・サービスの開発に取り組む県内の中小企業者に対し、人材育成、研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を補助します。

【応募対象者】県内中小企業者(既に鹿児島県内で業を営む中小企業者や鹿児島県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループ)

【応募期間】令和6年7月19日(金)から9月5日(木)まで

【対象事業】下記の「新事業創出支援事業」に係る個別事業(複数可)

事業名	事業内容	事業期間	補助率	補助金額
新事業創出支援事業	人材育成支援事業	3か年度以内	対象経費の2分の1以内	120万円以内/年
	試作・研究開発支援事業		対象経費の3分の2以内	400万円以内/年
	マーケティング・販路開拓支援事業		対象経費の2分の1以内	150万円以内/年
	専門家招へい支援事業		対象経費の3分の2以内	90万円以内/年
	設備投資支援事業※		新たに取得した設備の換業開始後1年6ヶ月以内	設備投資額(下限1千万円)×2%+新規常用雇用者数×30万円

※設備投資支援事業については、県庁新産業創出室 新産業創出係にお問い合わせください。

■問い合わせ先

○(公財)かごしま産業支援センター 産業振興課

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 TEL:099-219-1272 E-mail:Ikusei@kisc.or.jp

○鹿児島県新産業創出室 新産業創出室係 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-2897 E-mail:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

お知らせ

「令和6年度中小企業等外国出願支援事業」募集のお知らせ

(公財)かごしま産業支援センターでは、海外への事業展開等を計画している県内中小企業者等の特許出願等を促進するため、特許庁の「中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)」を活用して、外国出願に要する費用の一部を補助します。

●募集期間:令和6年7月下旬～9月上旬で実施予定

●申請資格:申請時に、(1)～(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1)鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者(「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。)又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。)であること。

(2)外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任弁理士)の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者

(3)本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者

(4)暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと。

●補助対象経費

①出願国への出願手数料 ②現地代理人費用 ③国内代理人費用 ④翻訳に要する費用

●事業内容

(1)助成対象期間:採択決定後、令和7年2月10日(月)までに発生した費用が対象

(2)補助率・補助上限額

① 補助率:助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切捨)

② 補助上限額:1中小企業者あたり300万円以内

③ 1 出願に対する補助金の上限額:

■特許出願 150万円

■実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 60万円

■冒認対策商標登録出願(※)30万円

(※)冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け(先取り)出願(冒認出願)の対策を目的とした商標登録出願をいいます。

【お問い合わせ先】

公益財団法人かごしま産業支援センター

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(県産業会館2階) URL:https://www.kisc.or.jp

産業振興課 TEL:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp